キャリード・インタレストに係る所得に関する計算書

この計算書は、個人であるファンドマネージャーが組合員として運用する組合事業から出資割合を超えて受け取る組合利益の分配（いわゆるキャリード・インタレスト）について定められた組合契約において、そのファンドマネージャーが分配を受けるキャリード・インタレストに係る所得に関する計算書です。

なお、この計算書は、組合契約ごとに記載（４については組合契約ごとにキャリード・インタレストに関する部分のみ、各項目の合計金額を記載）し、確定申告書に添付して提出していただきますようお願いいたします。

１　キャリード・インタレストを受け取るファンドマネージャーに関する事項等

<table>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号
（連絡先）</td><td colspan="3"></td><td>課税期間※1
（所得税）</td><td colspan="2">・　・　～　・　・</td></tr>
<tr><td rowspan="3">課税期間の
期首時点の出資金額
(①) ※2</td><td rowspan="3">円</td><td colspan="2">課税期間中の損益帰属に伴う出資金額の増減
(②−③) ※2</td><td>円</td><td rowspan="3">課税期間の
期末時点の出資金額
(①+②−③) ※2</td><td rowspan="3">円</td></tr>
<tr><td></td><td>出資等に伴う出資金額の増加額(②)</td><td>円</td></tr>
<tr><td></td><td>分配・払戻等に伴う出資金額の減少額(③)</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">課税期間の期末時点の出資割合※3</td><td colspan="2">%</td><td colspan="2">キャリード・インタレストに係る分配割合</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">組合契約におけるキャリード・インタレストに関する事項の概要※4</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

※１　所得税基本通達 36･37 共−19 の２の任意組合等の組合員の組合事業に係る利益等の帰属の時期について記載してください。

※２　外国通貨により出資が行われている場合には、課税期間の期末時点における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算を行ってください。

※３　組合の総出資額に対するファンドマネージャーの出資額の割合を記載してください。

※４　キャリード・インタレストに関する事項の概要には組合契約の条項番号等も併記してください。なお、組合契約書（和訳したもの）を添付する場合は、この欄の記載は要しません。

２　任意組合等に関する事項等

<table>
<tr><td>組合の名称</td><td colspan="2"></td><td>組合の計算期間</td><td colspan="2">・　・　～　・　・</td></tr>
<tr><td>総組合員数※</td><td colspan="2">人（社）（内　　人（社））</td><td>課税期間の
期末時点の総出資金額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>本計算書の作成日</td><td>年　　月　　日</td><td>本計算書の作成者
（連絡先）</td><td colspan="3">（　　）</td></tr>
</table>

※　内書には、キャリード・インタレストを受け取ることができるファンドマネージャーの人数を記載してください。

３　任意組合等がファンドマネージャーに交付する利益の分配に関する書類

書　類　の　名　称	備考※

※　上記書類における利益の分配にキャリード・インタレストが含まれる場合は「備考」欄に「○」を記載してください。

（裏面に続く）

裏面

4　組合事業から生じた各種所得のうちキャリード・インタレストに係るもの

所得の内訳	収入金額(A)	必要経費等(B)	差引金額(A-B)	特例適用条文※
株式等の譲渡に関する所得	円	円	円	
上場株式等(注 1)の譲渡所得等	内 円	内 円	内 円	
一般株式等(注 2)の譲渡所得等	内 円	内 円	内 円	
配当等に関する所得	円	円	円	
上場株式等の配当等(注 3)に係る所得 (特定公社債等の利子等に該当するものを除く)	内 円	内 円	内 円	
上記(注 3)に該当しない配当等に係る所得	内 円	内 円	内 円	
利子等に関する所得	円	円	円	
特定公社債等の利子等(注 4)に係る所得	内 円	内 円	内 円	
一般利子等(注 5)に係る所得	内 円	内 円	内 円	
外国口座の預金利子など総合課税の対象となる利子所得 [詳細：　　]	内 円	内 円	内 円	
金銭の貸付けの利子など雑所得の対象となる利子 [詳細：　　]	内 円	内 円	内 円	
先物取引に関する所得	円	円	円	
先物取引に係る所得(課税の特例該当分)(注 6)	内 円	内 円	内 円	
上記(注 6)に該当しない先物取引に係る所得	内 円	内 円	内 円	
	円	円	円	
	内 円	内 円	内 円	
	内 円	内 円	内 円	
	内 円	内 円	内 円	
	円	円	円	
	内 円	内 円	内 円	
	内 円	内 円	内 円	
	内 円	内 円	内 円	

※　記載した所得の金額の計算において、課税の特例の適用を受ける場合は、適用する特例の条文番号を記載してください。

(注 1) 租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等
(注 2) 租税特別措置法第 37 条の 10 第 1 項に規定する一般株式等
(注 3) 租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等
(注 4) 租税特別措置法第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる利子等
(注 5) 租税特別措置法第 3 条第 1 項に規定する一般利子等（源泉分離課税の対象となる利子等）
(注 6) 租税特別措置法第 41 条の 14 第 1 項各号における分離課税の対象となる先物取引